

## ●地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

## 【趣 旨】

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行う。

## 【概 要】

1. 教育行政の責任の明確化

- (1) 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。(13条関係)
- (2) 教育長は首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。(4条、7条関係)
- (3) 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。(13条関係)
- (4) 教育長の任期は、3年とする（委員は4年）。(5条関係)
- (5) 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。(14条関係)  
また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。(25条関係)

2. 総合教育会議の設置、大綱の策定

- (1) 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員により構成される。(1条の4関係)
- (2) 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。(1条の3関係)
- (3) 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。(1条の4関係)

3. 国の地方公共団体への関与の見直し

- (1) いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条（是正の指示）を見直す。(50条関係)

4. その他

- (1) 総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう、努めなければならない。(1条の4⑦、14条⑨関係)
- (2) 現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。(附則2条関係)  
※ 政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

## 【施行期日】

平成27年4月1日

## ●七尾市教育大綱の策定

### 1 教育基本法 第17条関係

大綱は、教育基本法に基づき策定される、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌（参考）して定める。

国の第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）においては、主に第1部及び第2部のうち成果目標の部分が、大綱策定の際に参酌すべき主たる対象となる。

首長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものとしており、地方公共団地の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。大綱の主たる記載事項は、地方公共団体の判断に委ねられているものですが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策等、予算や条例提案等の首長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられる。

詳細な施策について策定する事を求めているものではなく、必ずしも網羅的に記載する必要は無い。

#### 【参照条文】教育基本法

（教育振興基本計画）

第17条 政府は教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 2 参酌（参考）すべき国の第2期教育振興基本計画関係

第2期教育振興基本計画（計画期間：平成25～29年度）

【4の基本的方向性、8の成果目標（下記の（ ））、30の基本施策（下記の①～）】

### 1 社会を生き抜く力の養成

生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」等を確実に育てる。

#### （1）生きる力の確実な育成

- ①各地域の実表を踏まえた土曜日の活用促進
- ②いじめ、暴力行為等の問題への取り組みへの徹底 等

#### （2）課題探求能力の習得（大学～）

- ①学生の主体的な学び確立による大学教育の質的転換 等

#### （3）自立・協働・創造に向けた力の習得（生涯全体）

- ①学校内外における様々な体験活動・読書活動の推進 等

#### （4）社会的・職業的自立に向けた力の育成

- ①体系的・系統的なキャリア教育の充実 等

### 2 未来への飛躍を実現する人材の育成

#### （1）新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成

- ①高校段階における早期卒業制度の検討 等

### 3 学びのセーフティネットの構築

#### （1）意欲ある全ての者への学習機会の確保

- ①各学校段階を通じた切れ目のない教育費負担軽減 等

#### （2）安全・安心な教育研究環境の確保

- ①学校の耐震化
- ②主体的に行動する態度を育成する防災教育等の学校安全に関する教育  
地域社会・家庭・関係機関と連携した学校安全の推進 等

### 4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

#### （1）互助・共助による活力あるコミュニティの形成

- ①コミュニティスクール 等

### 3 教育大綱の策定に係るまとめ

#### (1) 大綱は毎年策定するのか？

⇒ 国の教育振興計画が5年であることから、4～5年程度のものとして定めることを想定

#### (2) 地方公共団体で「教育振興基本計画」や「総合計画」で、教育行政の方針が示されている場合にも、別途、大綱を策定する必要があるか？

⇒ 施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置付けることができるものであり、首長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。

#### (3) 教育大綱は、議会の議決事項か？

⇒ 大綱は、「地方公共団体の長が定める」と法律で規定している。首長がその責任において策定すべきものであり、条例により議会の議決事項とすることは出来ない。

#### (3) 国の教育振興基本計画≒七尾市総合計画中の教育関係≒七尾市教育大綱

地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。

⇒ 七尾市総合計画における教育関係の記載内容は、教育振興基本計画の基本的方向性を満たすものと考えられる。

このため、教育大綱（案）は、総合計画を参考とした体系は、

#### 第1節 教育

##### 1 子ども教育の充実

- (1) 子どもの健全育成
- (2) 教育環境の充実
- (3) 学校教育体制の強化

##### 2 生涯学習・スポーツの振興

- (1) 生涯学習の推進
- (2) スポーツの振興

#### 第2節 芸術・文化

##### 1 歴史・伝統文化の振興

- (1) 歴史・文化遺産の保全と活用
- (2) 伝統的祭り行事の振興

##### 2 芸術文化の振興

- (1) 優れた芸術・文化体験の創出
- (2) 地域に根ざした演劇文化の振興

としており、教育大綱（案）の記載内容は、「現状と課題」、これに対する「施策の方針」となっている。具体的な事業は、「施策の内容」と「主な取り組み」で構成している。